

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和6年12月)

1. 開催日時 令和6年12月19日(木)  
午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 18人

会長 3番 真相 広也  
 会長職務代理者 6番 山口 博史  
 副会長 13番 近藤 清夫  
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 1人(5番 安部健司)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 3人(遠藤予志郎 岸田正幸 吉田健)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議第39号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

第5 議第40号 農用地利用集積計画の決定について

第6 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について

第7 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
事務主任	西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和6年12月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、5番 安部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員13名にも出席いただいております。

まず、1点事務連絡がございます。

議第38号7番の案件は、申請人の代理人から申請地周辺への事業説明が完了していないとの連絡があり、今回は取り下げるとのことでございます。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会長

(会長挨拶)

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、19番、大久保委員、1番、大塚委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、  
議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第39号 農地法の適用を受けない土地の証明願について  
議第40号 農用地利用集積計画の決定について  
報告事項(1) 農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について

でございます。

- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。  
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。
- 議 長 それでは、議第37号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
- 議 長 まず最初に、1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。4筆でございます。位置図については、資料1と2です。  
申請地の所在は鴨島町上浦字西中、野神、玉取で、地目は台帳、現況共に3筆が田、1筆が畑、合計面積は4,404㎡です。  
譲渡人は、申請地を相続しましたが、3筆を譲受人に貸し、1筆は休耕地となっていました。この度4筆全てを譲渡する話がまとまり、譲受人は引き続き米とニンジンを作付けすることに加え、新たに取得した休耕地では大豆や根菜を栽培するそうです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 4番 4番、久保です。いま事務局から説明があったとおりで、何も問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第37号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第37号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は鴨島町森藤字春日免で、地目は台帳、現況共に田、合計面積は620㎡です。

譲渡人は、後継者もおらず、農業経営の縮小を考えていたところ、譲受人からの申出により申請地売買の話がまとまりました。申請地の隣地に住んでいる譲受人は自営業ですが、自家消費用の玉ねぎを作付けしたいとのことで、耕作の意思を担当行政書士を通じて確認済みです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります11番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、原田です。申請内容については、事務局から説明があったとおりで、耕作をするとのことで問題ないと思っておりますが、気になったことがございまして、いただいた申請書類に添付された写真の中に農地に重機やトラックが停まっているのが見受けられます。何度か譲受人宅を訪ねたのですが不在で面談ができていませんので、事務局の方からも許可するにあたって再度ご指導をお願いしたいと思っております。以上、問題はないと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第37号2番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第37号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きます、3番及び4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1頁から2頁になります。3番でございます。2筆ござい

ます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字宮ノ前原縁と鴨島町飯尾字殿原で、地目は台帳、現況共に田、合計面積は1,745㎡です。

譲渡人は相続した申請地を貸していましたが返却され、自ら耕作することもできず管理に苦慮していました。近くで耕作している譲受人に相談したところ、引き続き稲作が可能ということで売買の話がまとまったそうです。

続きまして4番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字ニツ森で、地目は台帳が雑種地、現況が畑、面積は269㎡です。

県外在住である譲渡人は、相続した申請地と隣接する宅地及び住宅を処分したく思っており、移住後に住宅と家庭菜園ができる畑を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったようです。譲受人は配偶者と共にサツマイモ、トマト、黒キャベツを育てるそうです。

以上、2件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長           ただ今の説明に関連して、担当委員であります8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8 番           8番、河野です。3番、4番とも特に問題はないかと思われま。特に4番につきましては、空き家に隣接する農地でございますので空き家の解消と共に耕作放棄地の解消になるものでございます。よろしくご審議ください。

議 長           ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第37号3番及び4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長           質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長           異議なしということでございますので、議第37号3番及び4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長           続きまして、5番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

5番でございます。位置図については、資料6です。  
申請地の所在は鴨島町敷地字雨足で、地目は台帳、現況共に田、面積は540㎡です。  
譲渡人は、高齢のため、営農を縮小しており、弟である譲受人に申請地を贈与することになったとのこと。譲受人は、申請地で玉ねぎなどの自家野菜を栽培するとのこと。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります17番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

17番

17番、江本です。詳細については、ただいま事務局から説明があったとおりでございます。本件は贈与ということで、譲渡人は、高齢のため農地を手放したいとの希望があったところ、弟である譲受人に譲り渡すことになったとのこと。譲受人は、広くはありませんが田畑と樹園地を所有しており、米、ニンニクや玉ねぎ、柿、ミカンを栽培しております。申請地も耕作することで耕作放棄地の解消にもつながると思います。何の問題もないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第37号5番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第37号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、6番の使用貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

6番でございます。位置図については、資料7です。  
申請地の所在は鴨島町喜来字豊畑で、地目は台帳、現況共に畑、面積は535㎡です。  
貸人は農業経験がなく、申請地を耕作してくれる人を探しており、この度、近所で農業を営む借人との間で使用貸借権の設定をすることになりました。借人は申請地でナスを作付予定だそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 　1番の大塚です。先般、現地確認に行っておりました。ここは街中でございますので、借人には、お留守でお目にかかれませんでした。申請地は現在雑草が目立ちますが、貸借により今よりきれいに耕作されることが推測されますので別段問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第37号6番の使用貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第37号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、7番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　7番でございます。4筆でございます。位置図については、資料8と資料9です。

申請地の所在は川島町栗村字敷地、同じく栗村字久保田、栗村字中須で、地目は台帳、現況共に全て田、合計面積は2,777㎡です。

譲渡人は、申請地を相続しましたが耕作できず管理に苦慮してまいりました。この度、畜産業を営む譲受人に牛舎敷地を売却することになり、申請地も同時に譲渡することになりました。譲受人は、申請地取得後は、ブロッコリー、菜の花、ミニトマトを作付けするそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番

19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地はここ数年耕作放棄地となっています。この度、畜産業をしている譲受人が購入して、有機農法のブロッコリーなどの野菜を栽培するそうです。休耕地の解消と農地の保全となり、何ら問題はないと思われま。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第37号7番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第37号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第37号7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長

それでは、1番の売買による駐車場・資材置場のための転用申請及び2番の駐車場・庭園のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字長原、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は419㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲受人である法人は、解体・掘削業を営んでおり、業務拡大のため、新たな資材置場と駐車場の確保が必要となりました。両申請地の間の宅地は既に資材置場として購入しており、購入後は3筆を一体的に利用することが可能になります。

なお、購入済の宅地の前所有者と西側の申請地の所有者が同一であったことから、宅地購入時に西側の申請地も資材置場として利用可能と思ひ込み、今回の申請前まで使っていたこと、現在は資材を撤去したこと、今後は農地法を遵守することなどを記した始末書が提出されています。

計画概要は、自己資金10万円により、現状より20cm程掘削し、客土と碎石で埋め戻して整地し高さを合わせます。申請地は道路と擁壁に囲まれており、土砂の流出等は考えにくく、周辺への影



響は無いと思われます。

続きまして2番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字雨足、地目は、台帳、現況共に田、面積は396㎡でございます。

農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲受人は現在県外在住ですが、申請地隣地の住宅を購入し、改築工事完了後に移住してくる予定です。購入した家屋に、駐車スペースと庭がないため、申請地を購入し転用することになったとのこと

です。計画概要は、自己資金200万円により、駐車場3台分とBBQサイトやピザ釜、物置を配置する庭園を整備するものです。

土地の造成は、碎石を敷いた上にコンクリートで仕上げ、道路と高さを合わせます。給排水は無く、雨水は傾斜を付けて北側の県道側溝に流しまするので、周辺への影響は無いと思われます。

2件ともその他の関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。現地確認を行った結果、1番につきましては、始末書の添付以外はこれまで利用していた宅地の両側に隣接する農地で、耕作放棄地となっていましたので特に問題はないかと思ひます。2番につきましてははりホーム中の空き家と併せて隣接農地を取得し、駐車場等として活用する計画のようでございます。2件とも周辺農地への影響も無いと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第38号1番の売買による駐車場・資材置場のための転用申請及び2番の駐車場・庭園のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第38号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第38号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きますして、3番から6番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 譲渡人、譲受人がそれぞれ同一ですので3番から6番を一括して説明いたします。位置図については、3番、4番は資料11、5番、6番は資料12です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字西知恵島と同じく知恵島字千田須賀西、地目は、台帳、現況共に全て畑、面積はそれぞれ議案書記載のとおりです。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、県外在住であり、相続した農地を自ら管理をすることは困難で、荒廃する前に処分することを決断し、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きますして、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

18番 18番、瀬尾です。先日、現地確認に行っておりました。譲渡人は県外でお住まいで、耕作も困難だということなので何ら問題ないように思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第38号3番から6番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第38号3番から6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第38号3番から6番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きますして、7番は取り下げになったとのことですので、8番の売買による資材置場のための転用申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 8番でございます。位置図については、資料14です。申請地の所在は、山川町奥川田、地目は、台帳が雑種地、現況が

畑、面積は1,979㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲受人は建築鉄骨工事をしている法人であり、機械や道具、材料や製品の鉄骨など作業スペースや保管場所が広く必要で、新たな資材置場が無い状態では、手間や危険が伴っていたとのことです。

申請地は、登記地目が雑種地で、一部に果樹が植えられ農地台帳に登載されていますが、転用許可を得ることなく、数年前に譲受人、譲渡人間で貸借が行われ、既に資材置場として利用されています。

始末書の提出があり、申請地を売買することになり、農地法の許可が必要なことがわかり、深く反省すると共に、今後このようなことがないように気をつけると記されています。

申請内容は、既に一部を資材置場として利用していますが、今後、果樹を伐採し、整地転圧後に製品ヤードや車両通路、回転場を整備し、申請地全面を資材置場として利用することになり、売買にて譲渡するにあたり、この許可申請にて追認を求めるものです。

給排水は無く、雨水は敷地内で地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、追認許可致し方ないと考えます。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 　　3番の真相です。ただいま、事務局から説明があったとおりですので問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第38号8番の売買による資材置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第38号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　　異議なしということでございますので、議第38号8番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　　続きまして、議第39号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは、議第39号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の5頁をご覧ください。

従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。5筆でございます。位置図については資料8です。

所在は、川島町栗村字敷地、地目は台帳、現況共に田、合計面積は2,594.39㎡でございます。

申請地には昭和50年頃から牛舎が建っており、申請人より提出された、平成15年4月6日に撮影された航空写真により、申請地が農地ではなく牛舎用地として利用されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、15番、松本委員の方から、補足説明をお願いします。

15番 　15番、松本でございます。先ほどの事務局の説明のとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。証明願いの5筆の土地は申請者の父が昭和50年頃から畜産業を始め、牛舎を建築し現在に至っております。申請者の父が亡くなってからは、議第37号7番の3条申請がありました譲受人が借りて肉牛を飼育しておりました。今月2回にわたり現地を訪れ非農地であることを確認いたしました。非農地証明願いのご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第39号1番の、非農地証明願いにつきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第39号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第39号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第40号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書は6頁から24頁になります。議第40号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和6年12月9日付け6吉農林

第372号で吉野川市長から諮問があったものでございます。  
今回の農用地利用集積計画につきましては、  
利用権設定新規が28件42筆51,009.50㎡、  
同じく再設定が62件117筆111,275㎡でございます。  
以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、議第40号について事務局より説明がありました。委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第40号につきましては、承認されました。

議長 　次に、  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局 　○報告事項（1）農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の25頁をご覧ください。1番でございます。

照会地は、所在が美郷字品野、面積は1,262㎡で、登記地目は畑ですが、農地台帳に記載がなく農地法上の農地ではありません。照会地の現地確認を行った結果、かなり古い畜舎が建っており、現況が農地ではないことを確認致しましたので、令和6年11月15日付けで回答したものでございます。

2番でございます。

照会地の所在は、山川町平山、地目は、台帳、現況共に畑、面積は488㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年11月18日付けで回答したものでございます。

3番でございます。7筆でございます。

照会地の所在は、山川町皆瀬、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は4,746㎡でございます。照会地7筆の現地確認を行った結

果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年12月4日付けで回答したものでございます。

なお、法務局からは、8筆の照会があったのですが、うち1筆については現地確認不能地であるため回答できないことを通知済みです。

○報告事項（2）農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の26頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、利用権設定の使用貸借権の合意解約4件4筆でございます。

以上でございます。

議長 報告事項（1）と（2）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○12月総会後の市への政策提言について

○地域計画策定に係る協議の場について

○農業委員手帳と活動報告について

議長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉会 （終了時刻 午後2時15分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記